

保護者のみなさんへ

幼稚園長

保育料等の減免（補助）について（お知らせ）

当幼稚園では、幼稚園教育の普及充実を図るため3歳以上の子どもを就園させている世帯のうち、**浜松市に住民登録**をし、下表の「減免（補助）の対象となる世帯の範囲」に該当する世帯を対象として入園料・保育料の一部を減免します。減免の対象となった世帯については、**平成20年3月中旬頃**、当幼稚園より**減免する予定**です。

1 減免（補助）対象の基準及び額

（注）浜北区及び水窪地域自治区は別の基準額になります。

減免（補助）の対象となる世帯の範囲	小学校1・2年生の兄・姉がいない場合の減免（補助）額（年額）	小学校1・2年生の兄・姉がいる場合の減免（補助）額（年額）
・生活保護法による扶助受給世帯 ・平成19年度の市町村民税が非課税となる世帯	第1子 141,900円以内	
	第2子 185,000円以内	第2子 157,000円以内
	第3子以降 257,000円以内	第3子以降 171,000円以内
・平成19年度の市町村民税所得割額が非課税となる世帯 （均等割のみ課税されている世帯）	第1子 107,600円以内	
	第2子 162,000円以内	第2子 126,000円以内
	第3子以降 250,000円以内	第3子以降 144,000円以内
・平成19年度の市町村民税所得割額が、 <u>34,500円以下</u> となる世帯	第1子 81,700円以内	
	第2子 143,000円以内	第2子 103,000円以内
	第3子以降 245,000円以内	第3子以降 123,000円以内
・平成19年度の市町村民税所得割額が、 <u>34,500円を超え183,000円以下</u> となる世帯	第1子 57,500円以内	
	第2子 127,000円以内	第2子 81,000円以内
	第3子以降 240,000円以内	第3子以降 104,000円以内

小学校1・2年生の兄・姉がいない場合の「第1子」とは、1人就園児及び同一世帯から2人以上就園している最年長の園児をいいます。以下、同時に就園している園児を年齢順に「第2子」「第3子以降」とします。また、兄・姉が保育園等に在園している場合の最年長の幼稚園児も「第2子」とし、以下、同時に就園している幼稚園児を年齢順に「第3子以降」とします。

小学校1・2年生の兄・姉がいる場合の「第2子」とは、小学校1年生または2年生の兄・姉を1人有しており、同一世帯で就園している最年長の園児をいいます。また、この場合の「第3子以降」とは、小学校1年生または2年生の兄・姉を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の最年長児以外の園児、及び小学校1・2年生に兄・姉を2人以上有している園児をいいます。

「世帯」とは、住民基本台帳（住民票）に記載されている家族を基準とします。

ただし、単身赴任のように経済的に出身世帯と一体性がある場合は同一世帯とみなします。

2 書類の提出および提出期限

保育料減免に関する調書（以下、調書という）

平成19年度の市町村民税所得割額が183,000円以下で、減免を受けようとする世帯

保育料減免の非該当（辞退）届

同額が183,000円を超える世帯または減免を辞退する世帯

上記 または のいずれかを6月11日（月）までに、必ず当幼稚園に提出してください。

なお、いずれの書類も、認印は必ず**朱肉にて押印**しなければなりません。（スタンプ式印不可）

（注1）**通知書の未達等で記入時に税額の確認ができない場合は、とりあえず調書を提出して下さい。**

（注2）「保育料等減免の非該当（辞退）届」を提出した場合は、後日申出があっても保育料は減免されません。提出に際しては、十分注意してください。

裏面もお読みください。

3 調書の提出にあたって留意する点

(1) 市町村民税所得割額の確認

ア サラリーマンの方は職場で渡される「平成19年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書」で確認してください。

イ 自営業の方は平成19年1月1日に住所のあった市町村から郵送されます「平成19年度市民税・県民税納税通知書」で確認してください。

ウ 「市町村民税所得割額」は、父母の合計額が対象となります。また、父母のいずれも市町村民税所得割額が0円の場合でも、同一世帯に同居する（同じ住民票の）祖父母がいる場合は、祖父母のうち市町村民税所得割額が多い方を、その世帯の市町村民税所得割額として認定します。

(2) 添付書類・所得の証明書等

ア 平成19年1月1日の住所が浜松市で6月1日に在園している場合は、添付書類等は必要ありません。調書のみを提出してください。

イ 平成19年1月1日の住所が、浜松市以外の方は、前住所地の市町村長が発行する市町村民税所得割額及び扶養控除が確認できる「平成19年度市町村民税課税（非課税）証明書」を添付してください。（コピーは不可。また、税額の通知書等も不可。）

なお、父母だけでなく同一世帯に同居する祖父母全員分の証明書も提出していただきます。

提出期限までに添付書類を用意することができない場合は、とりあえず調書だけを提出し、証明書等は、整い次第、浜松市役所こども家庭部次世代育成課へ提出してください。（郵送可）

ウ 平成18年中に海外に住んでいた場合は、平成18年1月1日から12月31日までの収入証明書（勤務先発行の給与所得の源泉徴収票形式）を提出していただきます。

エ 平成19年度市民税・県民税の申告が必要でありながら、まだ申告をしていない人がいる世帯は、減免を受けられなくなりますので、速やかに各区役所税務課にて申告を済ませてください。

4 特別な取扱いとなる世帯

(1) 2歳（満3歳児）で入園した園児、途中入園及び5月以前の退園の取扱い

9月30日までに、3歳に到達した園児及び入園した子どもが減免の対象になります。

ア 2歳（満3歳児）で入園した子どもは、3歳になったとき申請できますが、5月以降に3歳になった園児は、月割り計算により基準額の範囲での減免（補助）となります。

イ 6月2日以降入園された子どもは、9月30日までにその都度申請して下さい。この場合も、入園した日からの月割り計算による減免（補助）となります。

ウ 5月以前に退園された子どもは、9月30日までに申請して下さい。この場合も、退園した日までの月割り計算による減免（補助）となります。

いずれの場合も「平成19年度市町村民税課税（非課税）証明書」と世帯全員が記載されている住民票を調書提出時に添付してください。

(2) 途中退園、市外転出をした場合

12月末までに退園、市外転出等をされた世帯は在園した月数に応じた減免（補助）をします。

(3) 市内で転居した場合

原則として在園中に同じ浜松市内で転居する場合は、減免はそのまま引き継ぐこととなります。

ただし、12月末までに同じ市内でも独自の減免額を設定している**浜北区、及び水窪地域自治区へ転居した場合は、転居の翌月から転居先での区及び地域自治区の基準による月割りの減免（補助）を適用することとなります。**

5 参考

調書の「歳児区分」の記入は、以下を参照してください。

（年少）平成15年4月2日～平成16年4月1日生まれ・・・3歳児

（年中）平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれ・・・4歳児

（年長）平成13年4月2日～平成14年4月1日生まれ・・・5歳児

詳しいお問い合わせは

〒430-8652 浜松市中区元城町103番地の2 浜松市役所 本庁2階

浜松市こども家庭部 次世代育成課 457-2796 まで